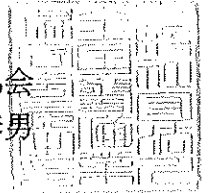


全警協発第1号
令和3年1月12日

警察庁長官 松本 光弘 様

(一社) 全国警備業協会
会長 中山 泰男



行政のデジタル化に関する警備業界の要望について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会に対し、格別なるご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では以前より、デジタルガバメント実現に向け、行政手続のオンライン化の徹底や添付書類の撤廃等を推進されております。

昨今では、新型コロナウイルス感染拡大を契機に、デジタル化の加速が最優先政策課題とされ、「規制改革実施計画」では、書面主義、押印原則、対面主義が求められている行政手続に関し、法令等の改正やオンライン化を行う方針が示されました。警察庁におかれましても、警備業法に基づく各種手続の押印を廃止する方向で検討いただき、また各種申請・届出書類に関しても、オンライン化を可能とする方策を検討いただいております。

私共警備業界といたしましては、業界全体の業務の効率化、生産性向上のため、警備業法に基づく各種手続のオンライン化及び業務改革を要望いたします。

つきましては、当協会のヒアリングの結果、多数の警備業者から寄せられた要望を取りまとめましたので、本趣旨をご理解いただき、下記の事項についてご配慮をいただきますようお願い申し上げます。なお、今後、追加要望等が生じる可能性がございますことを申し添えます。

何卒事情ご賢察の上、ご高配を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

謹白

記

警備業法に基づく各種手続のオンライン化のみならず、届出書面の記載項目の見直し、添付書類の削減、書類保管期間の短縮などによる業務改革により、書面作成、提出、保管などにかかっていた行政手続コストが削減し、ひいては警備業界全体の業務の効率化、生産性向上につながると考えております。具体的な要望は以下の通りです。

1. 顧客との契約手続規制の再設計

法19条1項の締結前書面と同2項の締結後書面（締結時書面）は、必要的記載事項の大部分が重複しており、警備業者はほぼ同じ内容の書面を2度提出している現状があります。

そのため、本来の趣旨である依頼者保護の効果が薄れ、書面を交付する警備業者と、書面を受領する依頼者の双方にとって非効率となり、手続きの負担が生じています。

そのため、依頼者保護の点に十分に配慮した、合理的な契約手続規制の再設計をご検討いただきたいと存じます。

2. 顧客との契約手続のデジタル化

ホームセキュリティの販売過程では、現場の確認等のため、消費者宅を訪問することが多く、特定商取引法の訪問販売規制の対象になります。そのため、契約締結時に書面交付が義務付けられており、紙の契約書面を交付せずにデジタルツールのみで契約締結を完了することができません。また、訪問後、消費者がオンラインで契約締結を完了した場合でも、書面を郵送せざるを得ないこととなります。他方で、ホームセキュリティの販売においては、近時はインターネットや電話でのお問い合わせにより消費者宅を訪問することが多くなっており、以前と比較して消費者被害が拡大するおそれも大きくはないものと思料いたします。

そこで、顧客との契約締結を電磁的方法で完結できるよう、警備業法における消費者保護制度の再設計や、特定商取引法における書面交付義務（時期・方法など）の再設計を検討いただきたいと存じます。

3. 警備業法上の各種手続、官公庁との契約手続のオンライン化

警備業法上の各種申請・届出手続全般について、対面・物理的な手続きに伴う行政手続コストを削減するために、可能なものから順次、速やかにオンラインでの手続きを可能としていただきたいと存じます。

また、他の業界からの要望と同様に、官公庁・地方自治体が当事者である警備契約手続のオンライン化を加速していただきたいと存じます。

4. 申請・届出手続全般のワンストップ化

オンライン化の他、中期的には、行政コスト削減のため、申請・届出手続のワンストップ化に向けた手続きの再設計・工夫をお願いしたいと存じます。

5. 申請・届出時における添付書類の見直し

警備業法に基づく申請や届出の際に、添付書類として提出が義務付けられている役職員の住民票について、オンラインで手続きを完結するために、自動車運転免許証やマイナンバーカード等で代替することをご検討いただきたいと存じます。

6. 申請・届出時における署名・押印が必要な添付書類の再検討

警備業法に基づく申請や届出の際に、添付書類として提出が義務付けられている履歴書や誓約書について、完全オンライン化を前提に手続きを簡素化・再設計していただきたいと存じます。

7. 主たる営業所及びその他の営業所の所在する都道府県以外での警備業務（特に臨時的な警備業務）における届出手続の再設計

主たる営業所及びその他の営業所の所在する都道府県以外で警備業務を行う際、多くの添付書類を提出する必要がありますが、行政コスト削減のため、特に臨時的な警備業務の場合について、期限付きの営業所設置等や服装・護身用具の届出を認めて営業所廃止の届出を不要とすること、届出不要となる要件を緩和することなど、手続きの再設計をご検討いただきたいと存じます。

8. 警備員指導教育責任者や機械警備業務管理者に係る届出手続の再設計

警備員指導教育責任者の届出や、機械警備業者に義務付けられている機械警備業務管理者の届出について、現状では多くの届出書類や添付書類の提出が必要とされておりますので、行政コスト削減のため、届出書類や添付書類、届出項目を削減するなど、手続きの簡素化・再設計をご検討いただきたいと存じます。

9. 認定証更新の届出手続の再設計

多くの添付書類を必要とする警備業の認定証の更新を届け出る際の手続きについて、行政コスト削減のため、添付書類の削減や簡素化など、再設計をご検討いただきたいと存じます。

10. 検定合格証明書に関する記載事項の合理化

特定の警備業務を行うために必要な検定合格証明書では、警備員個人の住所が記載事項となっています。警備員の住所変更の度に書換え申請が必要となり、数多くの警備業者から再検討の要望が上がっておりますので、検定合格証明書の記載事

項から住所を削除していただきたいと存じます。

1.1. 検定合格証明書に係る申請手続の再設計

多くの添付書類を必要とする検定合格証明書の交付申請、書換え申請及び再交付申請について、行政手続コスト削減のため、添付書類や届出項目の削減、書換申請の窓口の一本化、複数の合格証明書の一本化など、手続きの再設計をご検討いただきたいと存じます。

1.2. 服装届出手続の再設計

服装届出書（様式9号）につき、服装の画像を複数添付することで、服装の詳細な形状を確認可能であるため、服装届出書における型式説明の簡素化をご検討いただきたいと存じます。

また、添付する「写真」については、現像写真でなくともよいとする柔軟な運用をご検討いただきたいと存じます。

1.3. 営業所備付書類への署名・押印の省略

営業所ごとに備え付けが義務付けられている確認票、教育実施簿、教育計画書、指導実施簿等について、署名・押印が不要であることを明確にしていきたいと存じます。

1.4. 警備員名簿の一部である教育実施状況書面、従事させる警備業務の内容を記載する書面の保管期間の短縮

営業所で保管する警備員名簿について、電磁的方法による記録が可能とされておりますが、保管期間は退職後1年間とのみ定められております。長年在籍する警備員については数十年分の書類を保管し続ける必要があるため、警備員名簿の一部である教育実施状況書面及び従事させる警備業務の内容を記載する書面の保管期間を短縮することをご検討いただきたいと存じます。

1.5. 苦情処理簿の保管期間の短縮

営業所に保管が義務付けられる苦情処理の記録書類は、警備業法上保管期間が定められておらず、警備業者が存続する限り保管し続けなければならないため、保管期間の短縮をご検討いただきたいと存じます。

以上